

平成26年度

雇用施策実施方針

目 次

- 1 若者の安定雇用の確保・・・・・・・・・・ 1
- 2 ものづくり産業等における雇用対策・・・・・・・・ 2
- 3 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現・ 3
- 4 障害者の就労推進・・・・・・・・・・ 3
- 5 女性の活躍推進・・・・・・・・・・ 4
- 6 重層的なセーフティネットの構築・・・・・・・・ 4
- 7 島根県との一体的雇用対策の推進・・・・・・・・ 5

島根労働局

はじめに

島根労働局では、県内の雇用情勢に応じた施策を実施するため、島根県との協議により、「雇用施策実施方針」を策定し、一体的・機動的な雇用対策に取り組んでいます。

このところ本県の雇用情勢は、緩やかに改善しており、有効求人倍率も1倍を超える水準で推移しています。

先行きについては、輸出が持ち直しに向かい、各種の経済対策の効果などを背景に、景気回復がより確かなものとなることが期待されますが、足もとでは消費税引き上げに伴う駆け込み需要とともに、その反動も予想されることから注視が必要です。

また、島根県では若年者の県外流出や少子・高齢化の進行もあって、長期にわたり人口の減少が続いています。

こうした中で「活力ある島根県」を築き、維持していくためには、産業振興とそれに必要な人材の確保にあわせて、従事する職業や年齢、障害の有無などの別なく、県民誰もが生き甲斐、働き甲斐を感じながら暮らしていける社会を実現していくことが求められています。

このため平成26年度においては、

- 1 若者の安定雇用の確保
- 2 ものづくり産業等における雇用対策
- 3 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現
- 4 障害者の就労推進
- 5 女性の活躍推進
- 6 重層的なセーフティネットの構築
- 7 島根県との一体的雇用対策の推進

を主題と位置付け、島根県と島根労働局が連携して一体的・機動的に雇用対策を進めていくこととなりました。

施策の実施にあたり本書のとおり「平成26年度雇用施策実施方針」を定め、県内の雇用対策を効果的に推進します。

1 若者の安定雇用の確保

【島根県と国との具体的連携事項】

- 経済4団体等に対する求人要請
- 「1社1財」運動、「若者応援企業宣言」企業の周知による県内企業に対する求人確保や早期求人提出の働きかけ（目標3,000社）
- ジョブカフェしまねと新卒応援ハローワークの連携した就職支援及び職場定着支援等
- 地域若者サポートステーションとハローワークの連携した若年無業者等の自立支援

（1）新規学卒者・既卒者等の就職支援及び職場定着支援等

① 求人の確保

労働局・ハローワーク、島根県、島根県教育委員会、学校、産業界、労働界等による「新卒者応援本部会議」の開催等を通じて、地域関係者の緊密な連携のもと、求人確保をはじめ就職支援に総力を挙げて取り組みます。

島根県及び島根県教育委員会等と連携のうえ、「1社1財」運動、「若者応援企業宣言」企業を周知し、求人確保及び求人の早期提出について、経済4団体等に協力を要請するとともに、県内企業にも呼びかけます。

② 大学等の新卒者・既卒者に対する就職支援及び職場定着支援等

「松江新卒応援ハローワーク」や「ジョブカフェしまね」等が大学等と連携のうえ、大学等への定期訪問による出張相談やセミナーの実施、企業説明会や就職説明会等の開催、大学等主催の企業説明会参加企業の確保支援など、大学等新卒者及び既卒者の就職支援に取り組みます。

特に、大学等への出張相談にあたっては、学卒ジョブサポーター等の全校担当制により、きめ細かな支援に努めます。

また、**早期離職の防止や雇用環境の改善**を目的として、在学中のインターンシップ、職業講習、就職ガイダンス等のキャリア教育支援を実施するとともに、就職後の労働条件、雇用環境等の把握に努め、相談支援体制の充実を図ります。

（2）若者と中小企業のマッチングの強化

若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な中小企業による「若者応援企業宣言」事業の周知や「ジョブカフェしまね」との連携による面接会の開催等を行い、若者の就職支援に取り組みます。

（3）フリーター等の就職支援・キャリアアップの促進

① ハローワークとジョブカフェしまねの連携支援

ハローワークの「わかもの支援コーナー」等において、フリーター等に対して就職支援ナビゲーター等の担当者制により、予約制による職業相談・職業紹介、履歴書の作成指導など、きめ細かな個別支援を行うとともに、ジョブカフェの若年者対象事業と連携のうえ支援に取り組みます。また、若者の試行的な雇用を支援することにより正規雇用化を推進します。

② ハローワークと地域若者サポートステーションの連携支援

ハローワークは、若者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーション事業の周知を行い、若年無業者等を必要に応じて、地域若者サポートステーションへ誘導するなど相互に連携のうえ、就労希望者に対し職業相談・職業紹介を行います。

また、若年無業者等を対象に生活面等のサポートをしつつ、職場実習等を実施する若年無業者集中訓練プログラム事業による就職支援を実施するほか、学校中退者等の支援に取り組みます。

2 ものづくり産業等における雇用対策

【島根県と国との具体的連携事項】

- 産業政策と一体となったものづくり産業やIT産業などの成長分野等（ものづくり産業、IT、介護、医療、保育、環境分野等）の雇用創出と人材確保
- 産業政策と一体となったものづくり産業やIT産業などの成長分野等（ものづくり産業、IT、介護、医療、保育、環境分野等）の産業人材の育成
- 企業支援策の周知・広報

（1）産業政策と一体となったものづくり産業やIT産業などの成長分野等における雇用創出と人材確保

ものづくり産業やIT産業などの成長分野等（ものづくり産業、IT、介護、医療、保育、環境分野等）において、緊急雇用創出事業臨時特例基金などを活用し、島根県と協同で雇用の拡大や人材の確保に取り組めます。

（2）産業政策と一体となったものづくり産業やIT産業などの成長分野等における産業人材の育成

ものづくり産業やIT産業などの成長分野等（ものづくり産業、IT、介護、医療、保育、環境分野等）において、基盤となる中核的人材を育成するため、島根県と連携して産業人材のキャリアアップを図ります。

（3）企業支援策の周知・広報

島根県と連携し、「企業支援施策説明会」等を開催し、地域雇用開発奨励金、労

働移動支援助成金等、雇用創出等に関する施策、助成金等の周知・広報を実施します。

3 高年齢者の就労推進を通じた生涯現役社会の実現

【島根県と国との具体的連携事項】

- 「島根県シルバー人材センター事業推進会議」等により連携を図り、多様な就業・社会参加を促進

(1) 「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

地方自治体と連携し、会員及び就業機会の拡大の取り組みを支援することにより、地域の多様な就業ニーズに応じたシルバー人材センター事業を推進します。

(2) 高齢者の再就職の援助・促進

高年齢求職者に対して、就労・生活等に係る総合相談や職業生活の再設計に係る支援等、地域の関係機関と連携した再就職支援を行うとともに、地域のニーズに応じた技能講習等の実施により高年齢者の再就職を促進します。

4 障害者の就労推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 「障害者就業・生活支援センター」による、障害者の生活面と就業面の一体的かつ総合的な支援
- 特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支援事業所等との連携強化による、福祉就労等から一般就労・雇用への移行推進と、障害者の試行雇用の促進
- 障害者雇用にかかる理解促進のための「障がい者雇用促進セミナー」の開催支援と障害者就業・生活支援センター、地域の関係機関が連携する「チーム支援」の充実等による就職支援機能の強化

(1) 障害者就業・生活支援センターによる総合的な支援の推進

島根県と連携し、県内7圏域に設置している障害者就業・生活支援センターが行う、障害者の生活面と就業面の一体的かつ総合的な支援により、障害者の就職促進及び定着支援等に取り組めます。

(2) 特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支援事業所等との連携強化

労働局・ハローワーク、島根県、島根県教育委員会など地域の関係機関により「雇用移行推進連絡会議」を設置し、特別支援学校、福祉施設、医療機関、就労移行支

援事業所等との連携体制の強化を図り、地域の関係者が一体となって福祉就労等から一般就労・雇用への移行推進及び障害者の試行雇用の促進に取り組みます。

(3) 障害者雇用にかかる理解浸透のための「障がい者雇用促進セミナー」の開催と「チーム支援」の充実等による就職支援機能の強化

県内企業において障害者雇用に対する理解を一層浸透するため、島根県が開催する「障がい者雇用促進セミナー」を関係機関と一体になって支援します。

また、ハローワークと障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」によって、障害者の雇用実績がない中小企業等へのアプローチなどを強化し、障害者雇用の更なる促進に取り組みます。

(4) 障害者の職業能力開発支援の推進

島根県が実施する障害者を対象とした職業訓練について、積極的な制度周知と効果的な受講指示・あっせんに努めます。

5 女性の活躍推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 島根県と連携して、女性等の仕事と子育て・介護の両立支援に積極的に取り組む企業を増やすための周知、啓発の実施

(1) 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

仕事と子育て・介護の両立支援に積極的に取り組む企業を認定するなど島根県と連携して、女性等が安心して働ける職場環境づくりを推進します。

6 重層的なセーフティネットの構築

【島根県と国との具体的連携事項】

- 「島根県生活福祉・就労支援協議会」の設置による生活困窮者の就労支援
- 求人者・求職者ニーズを反映した就職に役立つ職業訓練コースの設定
- 安定した就職に向け職業訓練が効果的と考えられる方への公的職業訓練情報の提供及び受講あっせん
- 訓練修了後の担当者制等によるきめ細かな就職支援

(1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援

福祉部門と雇用部門が連携を密にして、生活保護受給者をはじめ生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉事務所とハローワークが「就労支援チーム」

を設置して対象者の集中的な支援を行うとともに、ハローワークによる福祉事務所への巡回相談の実施などワンストップ型の支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施します。

また、事業の実施にあたっては、島根県及び市町村との連携を基に「島根県生活福祉就労支援協議会」、「地域生活福祉・就労支援会議」を設置し、就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法等を協議します。

(2) 就職に役立つ職業訓練コースの設定

就職に役立つ職業訓練コースの設定に向け、労働局が把握した求人者及び求職者の職業訓練ニーズを島根県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根職業訓練支援センターに情報提供し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の分野別コースの設定について、効果的な設定となるよう連携を図ります。

(3) 職業訓練の実施による再就職支援

公共職業訓練・求職者支援訓練・短期集中特別訓練情報の提供及びキャリア・コンサルティングにより、求職者の適性・能力を踏まえた適切な訓練への受講あっせんを行うとともに、訓練受講中から訓練実施機関と連携し、担当者制等きめ細かな就職支援に取り組みます。

7 島根県との一体的雇用対策の推進

【島根県と国との具体的連携事項】

- 企業の雇用動向等に関する情報共有と機動的な雇用対策の推進
- 誘致企業の人材確保と人員整理等に対応した雇用維持及び離職者の再就職支援並びに円滑な労働移動の促進
- 島根県等との協定に基づく一体的実施

(1) 企業の雇用動向等に関する情報共有と機動的な雇用対策の推進

県内の雇用情勢の変化を的確に把握するとともに、統計資料等労働分野の動向に関する情報や地域の産業施策、福祉施策、教育施策等を共有し、島根県と一体となって、誘致企業の求める人材確保など雇用対策を機動的に取り組みます。

また、人員整理等の発生が見込まれる場合には、島根県など関係機関と密接に連携して企業による雇用維持を支援するほか、状況に応じて円滑な労働移動を促し、離職者の再就職支援に努めます。

(2) 島根県等との協定に基づく一体的実施の推進

島根県からの提案を基に、島根県との間で締結した一体的実施に関する協定や関係者が参加する運営協議会の枠組みを活用して、松江テルサ3階フロアにおいて、「ジョブカフェしまね」（島根県）、「駅前しごとプラザ松江」（国）及び「しまね若者サポートステーション」が学生・生徒や求職者等に対する支援、県内企業の人材確保に対する支援を実施します。

雇用施策実施方針は、毎年度、島根労働局が実施する雇用施策について、島根県知事から意見を聴いて策定するもので、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、平成20年度から策定しています。